

対象工事番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【完了(様式2-1)】

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

空家1戸毎に1枚のシートを作成して下さい。2戸以上の住宅について申請する場合はシートを追加して作成して下さい。

改修工事等証明書

本事業の対象となる改修工事を実施した「空家」について記入してください。

1. 改修後の空家の概要

指定のない場合は、枠線内に左詰めで記入して下さい。

対象住宅の 名称・棟番号									
部屋番号				床面積(m ²)	m ²				
				※小数点以下切り捨て					
改修工事後の家賃(円)	(管理費および共益費を除く家賃)			円	間取り				
改修工事後の設備の有無 ※右欄の該当するもの全て に☑をお願いします	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 水洗便所 <input type="checkbox"/> 収納設備 <input type="checkbox"/> 洗面設備 <input type="checkbox"/> 浴室								
居間、食堂、台所その他の住宅部分について、入居者が共同して 利用する住宅の場合、右欄に☑をお願いします。							<input type="checkbox"/>		
共同して利用する部分 に☑をお願いします。							<input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 収納設備 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> その他(
地域住宅計画において別の空家住宅の面積が定められており、当床面積が当該面積に該当している。 該当する場合右欄に☑をお願いします。							<input type="checkbox"/>		
地域住宅計画において空家の基準が定められており、当住宅はその当該基準に該当している。 該当する場合右欄に☑をお願いします。							<input type="checkbox"/>		
※ 本事業の補助を受けて改修工事を行った住宅の家賃については、下記の表に定める都道府県毎の家賃 上限額を越えられません。									
(単位:円/月)									
都道府県名	家賃上限	都道府県名	家賃上限	都道府県名	家賃上限	都道府県名	家賃上限	都道府県名	家賃上限
北海道	85,000	埼玉県	89,000	岐阜県	81,000	鳥取県	77,000	佐賀県	72,000
青森県	72,000	千葉県	94,000	静岡県	89,000	島根県	72,000	長崎県	85,000
岩手県	72,000	東京都	111,000	愛知県	94,000	岡山県	81,000	熊本県	81,000
宮城県	85,000	神奈川県	102,000	三重県	72,000	広島県	94,000	大分県	72,000
秋田県	72,000	新潟県	85,000	滋賀県	85,000	山口県	68,000	宮崎県	72,000
山形県	72,000	富山県	81,000	京都府	94,000	徳島県	81,000	鹿児島県	81,000
福島県	77,000	石川県	85,000	大阪府	106,000	香川県	94,000	沖縄県	85,000
茨城県	77,000	福井県	81,000	兵庫県	102,000	愛媛県	81,000		
栃木県	81,000	山梨県	77,000	奈良県	94,000	高知県	81,000		
群馬県	81,000	長野県	77,000	和歌山県	85,000	福岡県	89,000		
工事期間	工事着工日 平成 年 月 日				工事完了日 平成 年 月 日				

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【平成25年度】改修工事等証明書

対象工事番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【完了(様式2-2)】

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

※ 改修内容に応じて指定されている添付写真(工事前・施工中・工事後)がない場合、補助対象となりませんのでご注意ください。

空家毎に1枚のシートを作成して下さい。2戸以上の住宅について申請する場合はシートを追加して作成して下さい。

2. 改修工事の内容(空家)

部屋番号	
------	--

実施した改修工事の**施工部位等(工事チェック欄)**にチェックをお願いします。なお、改修工事の要件の詳細については、**手続きマニュアル**を確認してください。

実施した改修工事にあわせて工事内容を確認する書類(添付)をして、書類等を添付した上で提出をお願いします。

分類	工事種別	施工部位等(工事チェック欄)	工事内容を確認する書類(添付)
改 バ リ ア フ リ ー (空 家)	手すりの設置工事 右記の施工部位のうち 少なくとも3施工部位以上 施工するもの 但し、 共用部に手すり設置を行う場合は少なくとも2施工部位以上 施工するもの ※右記に上記の施工部位数以上に <input checked="" type="checkbox"/> チェックがついた場合が対象となります	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 洗面所又は脱衣所 <input type="checkbox"/> 浴室・便所・洗面所・脱衣所以外の居室 <input type="checkbox"/> バルコニー <input type="checkbox"/> 玄関、廊下又は階段	<input type="checkbox"/> 手すりの設置個所毎の改修工事前及び改修工事後の写真
	段差解消 右記の施工部位のうち 少なくとも1施工部位以上 施工するもの	<input type="checkbox"/> 出入口 <small>施工箇所を下記に記入して下さい。</small> <input type="checkbox"/> 居室等の床 <small>施工箇所を下記に記入して下さい。</small> <input type="checkbox"/> 廊下の床	<input type="checkbox"/> 段差解消工事箇所毎の改修工事前及び改修工事後の写真
	廊下幅等の拡張 右記の施工部位のうち 少なくとも1施工部位以上 施工するもの	<input type="checkbox"/> 出入口 <small>施工箇所を下記に記入して下さい。</small> <input type="checkbox"/> 廊下又は階段	<input type="checkbox"/> 廊下幅等の拡張箇所毎の改修工事前及び改修工事後の写真
改 省 エ ネ ル ギ ー (空 家)	窓の断熱改修 改修後の窓が、省エネ基準(平成11年基準)に規定する断熱性能に適合する右記のいずれかのもの	<input type="checkbox"/> 内窓の設置(サッシの枠外寸法が1.6㎡以上)	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行する施工証明書 <input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類 ※上記のどちらかの書類の提出が必要です <input type="checkbox"/> 空家内の改修工事を行った窓毎に当該窓全体が写るように撮影された改修工事後の写真
	天井・床の断熱改修 改修後の天井・床の部位毎に、一定の量の断熱材(ノンフロンのものに限る)を用いるもの	<input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行する施工証明書 <input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類 ※上記のどちらかの書類の提出が必要です <input type="checkbox"/> 工事を実施する部位毎の改修工事施工中の状況を撮影した写真
	太陽熱利用システム設置 強制循環型の太陽熱利用システムであって、それを構成する集熱器及び蓄熱槽がそれぞれJIS A 4112及びJIS A 4113で規定される性能と同等以上の性能を有することが証明されているものに限る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行する施工証明書 <input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類 ※上記のどちらかの書類の提出が必要です <input type="checkbox"/> 工事を実施する部位毎の改修工事前及び改修工事後の状況を撮影した写真
	節水型トイレ設置 JIS A 5207の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行する施工証明書 <input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類 ※上記のどちらかの書類の提出が必要です <input type="checkbox"/> 工事を実施する部位毎の改修工事前、後の状況を撮影した写真
	高断熱浴槽設置 JIS A 5532の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行する施工証明書 <input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類 ※上記のどちらかの書類の提出が必要です <input type="checkbox"/> 工事を実施する部位毎の改修工事前及び改修工事後の状況を撮影した写真

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

対象工事番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【完了(様式2-3)】

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

対象住宅1棟毎に1枚のシートを作成して下さい。

※ 改修内容に応じて指定されている添付写真(工事前・施工中・工事後)がない場合、補助対象となりませんのでご注意ください。

3. 改修工事の内容(共用部分)

実施した改修工事の施工部位等(工事チェック欄)に☑チェックをお願いします。なお、改修工事の要件の詳細については、手続きマニュアルを確認してください。

実施した改修工事にあわせて工事内容を確認する書類(添付)を☑して、書類等を添付した上で提出をお願いします。

分類	工事種別	施工部位等(工事チェック欄)	工事内容を確認する書類(添付)
耐震改修	昭和56年5月31日以前に着工された住宅について、現行の耐震基準に適合させるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 現行の耐震基準に適合する改修工事であることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事を実施したことが分かる改修工事中及び改修工事後の写真 ※上記の全ての書類の提出が必要です
	改修バリアフリー(共用)		
	手すりの設置工事	<input type="checkbox"/> 共用の廊下又は階段	<input type="checkbox"/> 手すりの設置箇所毎の改修工事前及び改修工事後の写真
	段差解消	<input type="checkbox"/> 共用の廊下又は階段	<input type="checkbox"/> 段差解消工事箇所毎の改修工事前及び改修工事後の写真
	廊下幅等の拡張	<input type="checkbox"/> 共用の廊下又は階段	<input type="checkbox"/> 廊下幅等の拡張箇所毎の改修工事前及び改修工事後の写真
	エレベーターの設置 新たにエレベーターを設置するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 改修工事前及び改修工事後の写真
改省エネ(共用)	窓の断熱改修 改修後の窓が、省エネ基準(平成11年基準)に規定する断熱性能に適合する右記のいずれかのもの	<input type="checkbox"/> ガラスの交換(ガラス寸法0.8㎡以上)	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行する施工証明書
		<input type="checkbox"/> 内窓の設置(サッシの枠外寸法が1.6㎡以上)	<input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類
		<input type="checkbox"/> 外窓の交換(サッシの枠外寸法が1.6㎡以上)	※上記のどちらかの書類の提出が必要です <input type="checkbox"/> 空家内の改修工事を行った窓毎に当該窓全体が写るように撮影された改修工事後の写真
	外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 改修後の天井・床の部位毎に、一定の量の断熱材(ノンフロンのものに限る)を用いるもの	<input type="checkbox"/> 外壁	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行する施工証明書
		<input type="checkbox"/> 屋根又は天井	<input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類
		<input type="checkbox"/> 床	※上記のどちらかの書類の提出が必要です <input type="checkbox"/> 工事を実施する部位毎の改修工事施工中の状況を撮影した写真
	太陽熱利用システム設置 強制循環型の太陽熱利用システムであって、それを構成する集熱器及び蓄熱槽がそれぞれJIS A 4112及びJIS A 4113で規定される性能と同等以上の性能を有することが証明されているものに限る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行する施工証明書 <input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類 ※上記のどちらかの書類の提出が必要です <input type="checkbox"/> 工事を実施する部位毎の改修工事前及び改修工事後の状況を撮影した写真
	節水型トイレ設置 JIS A 5207の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行する施工証明書 <input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類 ※上記のどちらかの書類の提出が必要です <input type="checkbox"/> 工事を実施する部位毎の改修工事前及び改修工事後の状況を撮影した写真
	高断熱浴槽設置 JIS A 5532の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行する施工証明書 <input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類 ※上記のどちらかの書類の提出が必要です <input type="checkbox"/> 工事を実施する部位毎の改修工事前及び改修工事後の状況を撮影した写真

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【平成25年度】改修工事等証明書

対象工事番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【完了(様式2-4)】

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

対象住宅1棟毎に1枚のシートを作成して下さい。

※1 改修内容に応じて指定されている添付写真(工事前・施工中・工事後)がない場合、補助対象となりませんのでご注意ください。

4. 改修工事の内容(共用部分 その他)

実施した改修工事の共用部分その他の工事種別にチェックをお願いします。また、施工部位等(記入欄)に施工箇所について記入して下さい。

実施した改修工事にあわせて工事内容を確認する書類(添付)をして、書類等を添付した上で提出をお願いします。

分類	工事種別	施工部位等(記入欄)	工事内容を確認する書類(添付)
その他	<input type="checkbox"/> 塗装工事	(施工箇所※2)	<input type="checkbox"/> 施工中及び改修工事後の写真
	<input type="checkbox"/> 修繕工事	(施工箇所※2)	<input type="checkbox"/> 施工中及び改修工事後の写真
	<input type="checkbox"/> 防水工事	(施工箇所※2)	<input type="checkbox"/> 施工中及び改修工事後の写真
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備設置工事	<input type="checkbox"/> 設置した太陽光発電設備は、配線方式が全量配線※3ではありません。 (当該工事を実施した場合は、全量配線でないことを誓約する必要があります。)	<input type="checkbox"/> 施工中及び改修工事後の写真
	<input type="checkbox"/> その他 ()	(施工箇所※1)	<input type="checkbox"/> 施工中及び改修工事後の写真

※1 屋根、外壁、外部に面する窓等の賃貸住宅の部分(各住戸用の給湯器、エアコンの室外機等の設備部分は除く)は、全て共用部分として取り扱います。

※1 管理入室等、空家部分の賃借人が通常の生活では使用しない室の部分及び外構部分を除きます。

※2 施工箇所は、屋根、外壁、階段手すり等施工する箇所について記入して下さい。

※3 全量配線とは、太陽光発電設備で発電した電気をすべて電力会社の系統に送電する配線です。

5. 対象住宅における空家戸数

総戸数 戸 のうち空家戸数A 戸

6. 補助対象費用(改修工事費用)【円単位】

↓千円未満切り捨て・税抜で記載して下さい

項目	金額欄	備考
B 補助対象費用	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円	補助対象工事費(全体)の金額とします。
C B(補助対象費用)×1/3	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円	
D A(空家戸数)×百万円	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円	
E 補助申請額 ※	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円	※CとDの金額のうち、低い方を記入する

※ 補助申請額は交付決定額を上回ることはできません。

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【平成25年度】改修工事等証明書

対象工事番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【完了(様式2-5)】

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

【平成25年10月15日以降に応募・交付申請を行い、その後完了実績報告を行う場合はこちらの様式を活用して下さい】

対象住宅1棟毎に1枚のシートを作成して下さい。

5. 建築士による応募・交付申請書に記載されている改修工事内容への適合確認

当該報告について、次の通り改修工事内容を確認し、応募・交付申請書に記載されている改修工事内容と適合することを証明します。

平成 年 月 日

(一級・二級・木造)建築士 登録 号

建築士の氏名 印

建築士事務所名

知事登録 号

所在地

応募・交付申請書に記載されている改修工事内容と、実際の改修工事内容の適合確認 (確認し☑を記入) 【3.(2)】	<input type="checkbox"/> 現地において、改修工事の状況及び改修工事が完了していることを確認している。
	<input type="checkbox"/> その上で応募・交付申請書に記載されている改修工事内容と、実際の改修工事内容が適合していることを確認している。
	<input type="checkbox"/> 【完了(証明写真様式)】の改修工事前・施工中・工事完了後の改修工事箇所の写真について、実際の改修工事箇所のものであることを確認している。

(☐書きは平成25年度民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業手続きマニュアルの事業要件該当部分)

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

対象工事番号

【完了(様式2-6)】

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

【平成25年10月15日以降に応募・交付申請を行い、その後完了実績報告を行う場合はこちらの様式を活用してください】

対象住宅1棟毎に1枚のシートを作成して下さい。

確認書

様式2「改修工事等証明書」のうち、改修工事内容に係る証明について、補助金額の確定の際及び補助金の支払い後の現場検査等の結果、故意又は悪意による虚偽の証明、未確認での証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となることを十分に理解した上で、証明したものであることを確認します。

平成 年 月 日

(一級・二級・木造)建築士 登録 号

建築士の氏名 印

建築士事務所名

知事登録 号

所在地

○建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）（抄）

（懲戒）

第10条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～6 略

○平成25年度 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業手続きマニュアル（抄）

3.（2）⑥補助金の額の確定及び支払い

（前略）

交付する補助金額の確定にあたり、補助事業者に対して、空家の状況、改修工事の実施状況等を確認するための補助対象となった住宅（住棟）の現場検査、事業所への現場検査等を行うこととしています。検査等の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合は、補助金が交付されないこととなります。また、こうした調査の実施を拒まれる場合も、補助金が交付されないこととなりますのでご注意ください。

4.（2）調査の実施

補助金の支払い後も、本事業の実施状況、補助対象となった住宅の管理状況等について、国土交通省、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室、地方公共団体、居住支援協議会等が調査を行うこととしています。その際、補助対象となった住宅の現場検査、事業所への現場検査等を行うことがあります。こうした調査の実施を拒まれる場合は、補助金の返還を請求することとなりますのでご注意ください。

（注）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【平成25年度】改修工事等証明書-確認書